

絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約
第 58 回常設委員会 於ジュネーブ (スイス)、2009 年 7 月 6~10 日
条約の解釈と履行 種の取引と保全 ゾウ

南部アフリカ諸国における一回限りの象牙輸出に関する報告

1. この文書は条約事務局により準備された。
2. ワシントン条約付属書Ⅱにおける、*Loxodonta africana* (アフリカゾウ) の個体群に関する注釈は、掲載の目的を指し示している。未加工象牙の取引に関しては、掲載にあたって考慮すべき項目として、第 g 項に注釈が示されている。

登録された未加工象牙の取引 (ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエについては、全形のもの及び部分) は、次の規定に従うものとする。

i) 当該国で採取され、政府が在庫として所有する登録されたものに限る (押収された象牙及び原産地不明の象牙を除く。)

ii) 事務局が、常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内での製造及び取引に関する締約国会議決議 10.10 (CoP14 で改正) のすべての要件にしたがって管理されることが確保されるような十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認証した取引相手国に限る。

iii) 輸入予定国及び登録済みの政府所有の在庫を事務局が認証した後に限る。

iv) 未加工象牙については、第 12 回締約国会議で合意された条件に準じて登録済みの政府所有の在庫を取引することができるものとする。ボツワナについては 20,000kg、ナミビアについては 10,000kg 及び南アフリカについては 30,000kg までとする。

v) 第 12 回締約国会議で合意された総量に加え、2007 年 1 月 31 日までに登録され、事務局によって認証されたボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの政府が所有する象牙については、上記 iv) に掲げる象牙とともに、事務局の厳格な監督の下に、相手国に対して 1 回の販売を条件として取引及び出荷される。

vi) 取引の収益は、専ら、象の保護並びに象の生息域又は当該生息域に隣接する地域社会の保護及び開発計画に使用される。

vii) 上記 v) に掲げる追加分の象牙については、常設委員会が、上記の条件を満たしたと承認した場合に限り取引されるものとする。

取引相手国

3. 注釈の ii) 項に基づき、常設委員会は取引相手国として、日本を第 54 回常設委員会で（於ジュネーブ、2006 年 10 月）、中国を第 57 回常設委員会（於ジュネーブ、2008 年 7 月）において任命した。

取引可能な在庫象牙量

4. 注釈の i)、iii)、iv)、v) 項に基づき、条約事務局は、第 57 回常設委員会にて、2008 年の 3 月と 4 月に行った、2007 年 1 月 31 日までに登録された政府所有の在庫象牙の審査に関して、報告した。条約事務局は、基準を満たしており、取引のために申出をうけた、以下の量の未加工象牙を、記録した。

ボツワナ	43,682.91kg
ナミビア	9,209.68kg
南アフリカ	51,121.80kg
ジンバブエ	3,755.55kg

一回限りの象牙取引

5. ジンバブエの例外を除き、これらの国々は最終的に、上記より少ない量の象牙をオークションでの取引のために提供した。オークションは南部アフリカ諸国によって組織されており、条約事務局長の監視の下、2008 年の 10 月と 11 月に開催された。事務局長による取引記録は以下の通りである：

	日付	取引象牙量 (kg)	入札価格 (米ドル)
ボツワナ	2008 年 10 月 31 日	43,153	7,093,550
ナミビア	2008 年 10 月 28 日	7,503	1,186,260
南アフリカ	2008 年 11 月 6 日	46,173 オークションにて + 4,772 登録された業者への 私的取引	6,702,695
ジンバブエ	2008 年 11 月 3 日	3,764	486,886

6. ジンバブエに関して、例外となった理由としては、審査の後、再度象牙の重さが計測されたときに、最終的に取引された重さがちょうど 8.45kg、上記 4. で示された値を上回っていたことが挙げられる。全重量のおよそ 0.2%にあたるこの差異は、湿度の変化に起因するものとして十分に予期されていた重量変動である。

条約事務局による監督

7. 注釈のv) 項は、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエが、厳正なる条約事務局の監督の下に売却と取引を行うよう規定している。上記のとおり、象牙の取引は条約事務局長によって綿密に審査された。
8. 南部アフリカ諸国からの実際の輸出は、2009年2月3月に実施された。第57回常設委員会で言及されたとおり、条約事務局は象牙の輸出時には立ち会う必要のないことが決められた。なぜなら、取引量と輸入量を調べることにより、輸出量を把握できるからだ。
9. 中国と日本に到着した積荷は、どちらの場合にも、事務局による審査を待つ間、税関の管理下にある保税貨物用倉庫に運ばれた。象牙は両国において、3カ国の場合はオークションでの抽選番号も含め、それぞれ輸出国を示す印を記され、密閉された木枠の箱に入れられた。
10. 中国では、事務局は2009年3月10日に、135箱の象牙の審査を開始した。検疫通関手続所は審査を完了するよう求められていたため、審査は2009年3月11日まで続いた。審査は、条約管理当局の代表者、税関、検疫局、業者の立会いの下で行われた。
11. 日本では、事務局は2009年4月17日に、64箱の象牙の審査を行った。審査に立ち会ったのは、外務省、経済産業省の代表者、税関、象牙の輸入業者である。
12. 審査の前に、事務局は、輸出国と輸入国からの、輸出許可書（と膨大な添付資料）を受け取り、これらを取引目録と比較調査した。輸出許可書は、これより事前に審査書類とも比較調査を受けている。オークションの間、事務局は、4カ国それぞれからの標本を含む、おおよそ50本の象牙及び象牙の一部について無作為審査を行った。事務局は、それぞれの牙の細部が輸出許可書と（したがって、申告書において検査された原物とも）一致することを確認した。不一致となったものはなく、すべての牙と象牙の一部は再び木枠の箱に梱包され、保管室は税関によって施錠され、税関による最終通関手続きをひかえるのみであった。
13. 輸入象牙の審査後、中国では、事務局はさらに、長春にある中央象牙データベースの視察を行い、広州での象牙ワークショップ（輸入者の一人である）に参加した。事務局は日本でも、東京での象牙ワークショップに参加した。

14. 事務局は、審査団の支出を賄うべく資金提供をしてくれた英国と北アイルランド政府に感謝の意を表したい。

取引売上高の用途

15. 南部アフリカ諸国における象牙取引を受けて、事務局は、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエに対し、取引による利益をどのように使用したか、または、使用する予定かについて短い報告を提出するよう求めた。各国は報告書を提出し、これらは本文書に添付されている。

勧告・提案

16. 事務局は、常設委員会がこの報告書について言及することを求める。

一回限りの輸出による売上高の使用に関するボツワナの報告書

1989年にすべての国際的な象牙の商業取引を禁止した後、ワシントン条約は1997年と、さらに2007年にも、ボツワナに対し、2007年1月31日までに登録された合法的に取得された追加的な在庫象牙の取引を認めることに合意した。決議10.2に沿い、二つの取引から得たすべての収入源は、保全信託基金（CTF: Conservation Trust Fund）という名称の、1999年2月8日のボツワナ議会の法律によって設立された信託基金に預け入れられた。この基金は、政府代表、地域主体の組織代表、保全機関、野生生物国立公園局長官を理事として構成される委員会により運営されている。野生生物国立公園局長官は追加メンバーであり、その副官は委員会の書記官である。

CTFの基金は、もっぱらゾウの保全と地域保全、そしてゾウの生息地内、またはその隣接地での開発プログラムにのみ使用された。全収入の70%は、ゾウの保全に再投資された。このカテゴリーの範囲に含まれるプロジェクトとして、ゾウの個体数変動調査、水源開発、密猟対策と動物管理活動における問題に対処するための地域訓練などがあげられる。基金における収入源の30%は、地域開発プロジェクトに使用された。プロジェクトは、主として、ゾウとともに近接して暮らすことの対価を支払っている地域に直結している。添付は、支出報告書である。

年	プロジェクト名	提案者（実施者!?)	使用額
2001	調査プロジェクト、北 Tuli ゾウプロジェクト	KCS	P153 000.00
2002	ゾウの行動と管理	Elephant Back Safaris	P656 400.00
2002	NG15/16における植生調査	Linyanti Exploration	P489 361.00
2002	個体数の構造と変動	Conservation International	P153 000.00
2002	北 Tuli ゾウプロジェクト	KCS	P828 563.00
2002	ボツワナ北部におけるゾウ管理	Eco-Logic	P683 100.00
2002	Gwezotsa 基金行動計画策定	Veld Product Research	P90 486.00
2002	プロジェクト数種の複合	BOCOBONET	P195 106.80
2002	ワシントン条約会議に向けての準備	KCS	P125 730.00
2002	ゾウ管理計画の再検討	DWNP	P374 422.83

2002	MIKE	DWNP	P724 526.00
2008	水源開発	Cgae Cgae Community Trust	P600 000.00
2008	防御柵の建設	Nata Sanctuary	P1 000 000.00
2008	Lepokole 動物防御柵	Lepokole	P990 000.00
合計			7 063 695.63

一回限りの輸出による売上高の使用に関するナミビアの報告

象牙販売によるすべての収入は、動物製品信託基金 (GPTF Game Products Trust Fund) として知られる特別な基金口座に預けられた。1999 年のオークションからの象牙取引の売上高も、同じ口座に預けられている。

GPTF は、1997 年の議会による法律 no.7 によって設立された。それは、野生生物製品の販売によって得たすべての収入は、野生生物保全と地域保全、そしてそうした野生生物と人々との共存の調和を狙いとした開発プログラムするためにもっぱら利用されることを保証するため、また、ナミビアにおける保護区内外の野生生物の未来を確保すべきメカニズムとされている。なお、GPTF は、環境観光省、農業財政省からの代表者 3 人と、二人の地域の代表者からなる委員会によって管理されている。

委員会は、管理委員会、野生生物評議会もしくは、保護区、または、環境観光省によって認可を受けた第三者個人・組織・機関によって作成され、なおかつ、環境観光省またはその他の省庁または適格な人物もしくは団体により得られた、野生生物資源管理と農村開発に関連するプロジェクトやプログラムの実行可能性や適性について、技術評価及び助言に基づく申請に対する基金にのみ割り当てを行う。

基金の割当てに際し、委員会は、第一に、動物製品の生産地区への基金還元の原則に基づき、決定・再検討された事項を優先しなければならない。これには、人間と野生生物間の関係促進を意図した支援措置、農村地区での野生生物資源に関するモニタリング、管理、保護、持続可能な利用、開発、そして基金の割当てにおいて農村開発と野生生物のモニタリング、保全、保護との間の調整も含まれる。

象牙収入に関して計画された支出の概略は以下：

ー収入の 50%は、地域開発と保全プログラムのために、管理委員会とゾウの生息地内のコミュニティに割り当てられる。

ー収入の 50%は、ナミビアにおけるゾウのモニタリング、管理、法施行促進および航空機によるゾウの調査を補助するための備品購入に割り当てられる。

以下のプロジェクト案は、すでに委員会により基金の活用が認められた：

- a) ブロックカウント技術を用いたヘリコプターによる調査、サイの個体数の正確な見積もり、ゾウとサイの個体数統計、死骸数探知、発見された死骸からの標本抽出、象牙と角の回復、ナミビア Etosha 国立公園における 2009 年 8 月から 9 月の MIKE データベースの更新：
- b) Etosha 国立公園内に生息する GPS 搭載の首輪を装着した雄ゾウ 10 頭の移動パターンに関して：人間とゾウの軋轢の処理と軽減、地域アプローチに順応したゾウの保全の促進：
- c) Khaudum 国立公園と Nyae-Nyae 管理委員会で象牙回復も同時に実施されたゾウとローン個体群の年齢構成調査
- d) Etosha 国立公園でのサイとゾウ製品の保管のための貯蔵庫の購入：
- e) N# Jagna と Sheya Shuushona 管理委員会それぞれへの車の購入：
- f) MET スタッフへの航空機調査の技術トレーニング：
- g) ナミビア北西部でのゾウの個体数調査（保護と国有地）：
- h) Mamili 国立公園への橋の建設（地域開発）

一回限りの象牙取引による売上の使用に関する南アフリカの報告

南アフリカは、象牙オークションの間に設立された基金をどのように利用するか、その促進をはかるための委員会 (NSC: National Steering Committee) を創設した。南アフリカにおいて、ワシントン条約の履行と遵守において中心的な役割を果たす、環境観光省 (DEAT: Department of Environmental Affairs and Tourism) が、委員会の議長を務める。この委員会は、象牙を売却した 4 つの組織、南アフリカ国立公園、KwaZulu/Natal 野生生物局、Mpumalanga 観光公園局、北西公園観光委員会の代表者から構成されている。

NSC は基金が、南アフリカのアフリカゾウ個体群についてのワシントン条約付属書 II における注釈の遵守に使われることを保証する。象牙取引から得た基金の利用と割当てのための手続案内は、起草されており、NSC によって基金の利用が考慮されたときにガイドラインとして使用されることとなる。このガイドライン文書の目的は以下：

- NSC 設立のため、及び、NSC の組成に関連するすべての事項に利用するために提供する：
- SAN 公園、Ezemvelo/KZN 野生生物局、MTPA と北西公園観光委員会など、今回の合法的な象牙取引に関わった団体により発生した、基金の利用すべてに関連する事柄を規制する：
- NSC メンバーの役割と責任とを明確にする：
- NSC による意思決定のための手順を指定する：
- 今回の取引によって発生した基金の割当てと利用のために守られるべき手順を、ワシントン条約の注釈に基づき、もっぱらゾウとゾウが生息する生態系の保全と管理に特化したプロジェクト及び、地域保全とゾウの生息地域内とその隣接地における地域開発プログラムのために指定する

NSC は 2009 年 5 月末ごろ、基金の割当てと利用手順に関するガイドライン文書草案、及び、適切な報告の枠組み、そして、基金利用のために標準とされる割当てについて熟考し、承認するために集まる予定である。

一回限りの象牙取引による売上の使用に関するジンバブエの報告

第 14 回締約国会議と第 57 回常設委員会において認められた、象牙取引による収入の利用に関する、ワシントン条約付属書の注釈 5、g(vi)に従う：

ジンバブエは、中国及び日本の業者のみを対象に行われた、2008 年 11 月 3 日の国際オークションにて、合計 **3,763.3kg** の未加工象牙を売却した。

2556.55kg の未加工象牙が中国へ、**1206.75kg** が日本へそれぞれ輸出された。

ジンバブエは、合計 **486,886.60** 米ドルを受領し、全収入はもっぱら、ゾウの保全と地元住民の開発プログラムに使用された。Zamberi Valley、Sebunge、北西 Matabeleland、Gonarezhou といったゾウの生息地域に対する密猟対策のための乗用車が、購入された。ゾウの生息地域の隣接地域である、地元住民を含む 11 の農村地区の自治体 (CAMPFIRE 地区) が、地域開発プロジェクトのために 81,082.00 米ドルを受領した。

以下の表は、オークションによる売上の利用明細である。

日付	用途項目	収入 (米ドル)	支出 (米ドル)
2008 年 12 月 1 日	日本からの受領高	190,773.60	
2008 年 12 月 2 日	中国からの受領高	296,113.00	
2009 年 1 月 7 日	日産パトロール車 10 台		300,000.00
2009 年 1 月 27 日	トヨタシングルキャビン 四輪駆動車 4 台		168,000.00
2009 年 2 月 6 日	農村地区の自治体宛 (CAMPFIRE)		81,082.00
	合計	486,886.60	549,082.00
	差異	(62,195.40)	

ジンバブエ公園局と野生生物管理局が、業務処理に必要なすべてを支払うために 62,195.40 米ドルを追加したことに注視されたい。全業務処理のための文書は、局長の事務所にて閲覧可能である。

以上
翻訳：宮本尚